

## 会員処分の公表

氏名 高橋 正喜 (たかはし まさき)  
登録番号 04270951  
会員番号 1935  
所属支部 第4支部  
事務所所在地 京都市上京区今出川通寺町東入米屋町295番地  
ハイツ菊華205号室

処分の内容 ① 平成19年2月15日、会費滞納による廃業勧告 (※再掲)  
② 平成23年12月10日、会費滞納以外の事由による廃業勧告  
(なお、廃業届が提出されるまで会員の権利を停止する。)

処分の理由 ① 当該会員は、平成17年度から会費を滞納しており、本会からの再三に亘る督促に対し納入を誓約するが、不履行である。  
② 当該会員は、行政書士であり、また社会保険労務士でもあるが、平成21年頃から受任した業務に関する履行遅延等の苦情が多く寄せられ、本会は調査結果に基づき、誠実に業務を遂行しているとは認めがたいと判断し、平成22年3月26日から1年間の会員の権利の停止処分とした。

しかしながら、その後においても苦情が絶えず、建設業許可申請業務、合同会社設立申請業務、一般貨物自動車運送事業許可申請業務など、受任した各種の申請業務等に関して、費用等を受領しながら業務を遂行せず、長期間放置していることから、会則遵守、品位保持、誠実業務履行、信用失墜行為の禁止の各義務に違反するものとして、平成23年12月10日の理事会で上記処分を決定した。

退会届の提出 なお、当該会員は、上記処分の通知が到達したときから1箇月以内に本会に退会届を提出しなければならない。

根拠法令 行政書士法第10条 (行政書士の責務)、同第13条 (会則の遵守義務)、京都府行政書士会会則第46条 (責務—会則遵守、品位保持、誠実業務履行、信用失墜行為の禁止)、同第50条の2 (会員の処分)、同第51条 (個人会員の処分の種類—廃業の勧告)、京都府行政書士会会員の処分に関する規則第9条 (会費滞納以外の事由による廃業の勧告の方法)

(注) 停止される会員の権利は下記のとおりです。

- ① 役員を選任に関する権利
- ② 会議及び研修会等に参加する権利
- ③ 事務所、施設等を使用する権利
- ④ 文書の送付を受け、用紙類及び図書並びに物品の斡旋、頒布を受ける権利
- ⑤ 福利厚生及び共済に基づく金銭等の給付を受ける権利

知事に対する懲戒処分の請求 本会は、当該会員について上記のとおり行政書士としてふさわしくない重大な非行が認められることから、行政書士法第14条の3に基づき、京都府知事に懲戒処分の請求を求めているところである。